



# 精神障害の 医療費の負担が 減らせます。

自立支援医療費(精神通院医療)は、精神障害の通院医療費の負担を軽減するための制度です。

## 対象となる方

精神障害(てんかんを含む)のため、通院による治療(調剤・訪問看護を含む)を続ける必要がある方。

⚠ 次のような内容の医療は対象外となります。

- 入院医療の費用
- 公的医療保険(健康保険)の対象とならない治療・投薬の費用(例:病院や診療所以外でのカウンセリングなど)
- 同じ医療機関の受診でも、精神障害と関係がない疾患の医療費(例:内科薬・外用薬・精神障害に関係しない検査など)

## 自己負担額

精神疾患の医療費の自己負担が1割に軽減されます。

1ヶ月あたりの負担には「世帯の所得」や「精神疾患の状態」などにより上限額を設けています。

※府内の市町村国民健康保険加入者(京都市を除く)は、自己負担相当額が医療付加金として医療機関に支払われるため、窓口での負担はありません。

1ヶ月あたりの医療費一例



健康保険で3割負担されている方はその内2割を京都府が負担します。

## 京都府独自の取組み

京都府では市町村と協力して「障害者福祉サービス等利用支援事業」を行っています。対象者が負担する医療費の月額上限額を国の基準より低く設定することで、負担低減を図ります。



## 申請の窓口及び問い合わせ先

お住まいの市町村となります。

- 申請される際には京都府様式の書類や診断書等が必要です。
- 申請書類が用意されている病院や診療所もあるので、かかりつけの病院へ一度ご相談下さい。

